



財産 | 総合事業者保険 (スマートプロテクト)



AIG 損保

AIU損害保険と富士火災海上保険は、関係当局の認可等を前提として、2018年1月1日に合併による経営統合を行い、「AIG損害保険」になります。

事業者の財産について
さまざまなリスクに対する補償を
ご提供します。



総合事業者保険

2017.10版

2018年1月1日以降保険始期契約用

貴社の建物や機械設備の損壊といった直接損害はもちろん、事業中断による休業損失にも備えることができます。
必ずセットする基本補償のほか、ご要望にあわせてオプション補償をお選びいただけます。

オーダーメイドで組み立てる保険契約

基本補償	その他不測かつ突発的な事故補償	水災危険補償	地震危険補償
屋外設備・装置の補償	休業損失補償	借家人賠償責任補償(個別補償)	

CONTENTS

はじめに	2
基本補償	3
オプション補償 その他不測かつ突発的な事故補償	5
水災危険補償	6
地震危険補償	7
屋外設備・装置の補償	8
休業損失補償	9
借家人賠償責任補償(個別補償)	10

3つの特長

1 事故発生時の事業継続をサポート

「財産に関する補償」には「危機管理費用補償特約(火災・破裂・爆発補償)」や「安定化処置費用補償特約」がセットされており、これらの特約によって保険事故による経営への影響を少なくするお手伝いが可能です。

2 局地的な大雨、地震災害等に対する補償が可能

「水災危険補償」「地震危険補償」をご用意しています。
近年、多発している局地的な大雨や集中豪雨に不安を覚えている方、企業物件にも地震に関する補償をセットできることをご存じなかった方はご相談ください。

3 屋外設備・装置もまとめて補償

キュービクル、屋外看板などの屋外設備・装置を補償する「屋外設備・装置の補償」をご用意しています。
保険の対象となる建物と同一敷地にある屋外設備・装置をまとめて補償します。

補償内容

基本補償

財物損害補償特約

次のような事故により、保険の対象に生じた損害を補償します。

- 火災、落雷、破裂・爆発
- 物体の落下、飛来、衝突等
- 騒擾(そうじょう)や集団行動・労働争議
- 風災・雹災(ひょうさい)・雪災
- 漏水、放水、溢水(いっすい)
- 盗難

■お支払いする主な保険金

●損害保険金

保険の対象に発生した損害に対して次の金額をお支払いします。

損害の額* - 自己負担額(免責金額)

*保険金額(保険金額が再調達価額を超える場合は再調達価額)を限度とします。

(注)業務用通貨等の盗難によって生じた損害の場合は、自己負担額(免責金額)は適用されません。

●事故時諸費用保険金

保険の対象が損害を受けたために臨時に生じる費用に対して次の金額をお支払いします。

損害保険金の10%(1事故1敷地内100万円限度)

(注)業務用通貨等の盗難の場合を除きます。

●残存物取片づけ費用保険金

残存物の取片づけに必要な費用に対して次の金額をお支払いします。

実費(損害保険金の10%限度)

(注)業務用通貨等の盗難の場合を除きます。

●地震火災費用保険金

地震等を原因とする火災によって保険の対象に一定以上の損害が発生した場合に次の金額をお支払いします。

保険金額*の5%(1事故1敷地内300万円限度)

*保険金額が再調達価額を超える場合は再調達価額

(注1)支出にあたり、弊社の同意が必要な費用もあります。

(注2)個別に限度額を設定している保険金もあります。

■保険の対象

事業者の所有、使用または管理する財物(建物、設備・什器(じゅうき)等、商品・製品等)を対象とします。

ただし、次のものを除きます。

- 居住の用に供する建物
- 建築中の建物および増築中の建物の増築部分
- 自動車(原動機付自転車を除きます。)
- 家財
- 動物または植物
- 野積みの動産

など

⚠️ 保険金をお支払いできない主な場合(共通)

次の事由によって生じた損害、費用に対しては、保険金をお支払いできません。

1. 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
2. 1.に規定する者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
3. 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
4. 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
(注1)上記の地震火災費用保険金が支払われる場合を除きます。
(注2)地震・噴火危険補償特約(財物損害補償特約用)セット時はお支払いの対象となります。ただし、その場合であっても、危機管理費用補償特約(火災・破裂・爆発補償)、安定化処置費用補償特約については、お支払いできません。
5. 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
6. 3.から5.の事由によって発生した事故の延焼、拡大
7. 発生原因を問わず発生した事故の3.から5.の事由による延焼、拡大

など

危機管理費用補償特約(火災・破裂・爆発補償)

火災・破裂・爆発により保険の対象が損害を受けた際に、その悪影響を管理・最小化するために負担したコンサルティング費用(危機管理コンサルティング費用)および謝罪広告費用・記者会見費用などの臨時に必要とした費用(危機管理実行費用)を補償します。ただし、事故日の翌日から起算して30日以内に実施したコンサルティングサービスについて生じた費用に限り、各保険金については次の金額を限度とします。

● 危機管理コンサルティング費用保険金：1事故 500万円限度

● 危機管理実行費用保険金：1事故 500万円限度

(注)危機管理実行費用保険金は、事故が発生したことについて新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、インターネットその他これらに準ずる媒体を通じて報道機関により報道された場合に限り、各保険金については次の金額を限度とします。

■コンサルティング例

- 周辺住民への謝罪・報告方法に関する相談
- 取引先・金融機関等への謝罪・報告に関する相談
- 貴社ホームページへの掲載文の作成
- 報道等の状況に関する情報収集、整理、分析
- 記者会見の準備／模擬記者会見の実施

など

(注)危機管理コンサルティングは、弊社が承認する危機管理コンサルティング機関が行います。危機管理コンサルティング機関は、上記のようなご相談についてアドバイスを提供します。コンサルティングを依頼される場合は、お客さまとコンサルティング会社で個別にご契約いただきます。

安定化処置費用補償特約

財物損害補償特約の対象事故により保険の対象となっている建物や機械設備が損害を受けた際に、さびまたは腐食等による損害の発生・拡大を防止するために必要とした安定化処置費用を補償します。(1事故5,000万円限度)

なお、その他不測かつ突発的な事故補償特約または水災危険補償特約がセットされている場合は、それぞれの対象事故も補償の対象となります。

■安定化処置の例

- 腐食防止作業
- 乾燥
- 粉末消火器によって汚染された機械内の洗浄

など

安定化処置は、弊社が指定するリカバリープロ株式会社が行います。同社が行う安定化処置により、従来、罹災した際には新品と交換するしかないとされていた機械等についても、機能上、罹災前と同様の状態に修復することができ、新品の納品を待つことなくお客さまの事業が早期に復旧できることがあります。同社に安定化処置を依頼いただく場合は、お客さまとリカバリープロ株式会社で個別にご契約いただきます。

(注)事故発生時にリカバリープロ株式会社のサービスを必ず提供することをお約束するものではありません。また、提携会社は予告なく変更する場合があります。

補償内容

その他不測かつ突発的な事故補償

その他不測かつ突発的な事故補償特約

財物損害補償特約の対象事故以外の不測かつ突発的な事故によって保険の対象に発生した損害を補償します。

■お支払いする主な保険金

●損害保険金

保険の対象に発生した損害に対して次の金額をお支払いします。

損害の額^{*} - 自己負担額(免責金額)

※保険金額(保険金額が再調達価額を超える場合は再調達価額)を限度とします。

●事故時諸費用保険金

保険の対象が損害を受けたために臨時に生じる費用に対して次の金額をお支払いします。

損害保険金の10%(1事故1敷地内100万円限度)

●残存物取片づけ費用保険金

残存物の取片づけに必要な費用に対して次の金額をお支払いします。

実費(損害保険金の10%限度)

(注1) 支出にあたり、弊社の同意が必要な費用もあります。

(注2) 個別に限度額を設定している保険金もあります。

など

⚠ 保険金をお支払いできない主な場合

次のものについて生じた損害については、保険金をお支払いできません。

1. 貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董(こっとう)、彫刻物その他の美術品
2. 自転車、原動機付自転車
3. 工事前仮設建物、工事前仮設物、建設用仮工事の目的物
4. 機械、設備または装置の一部を構成している次に掲げるもの
 - (1) ベルト、ワイヤロープ、チェーン、ゴムタイヤ
 - (2) 潤滑油、操作油、冷媒、触媒、水処理材料その他の運転に供される資材
 - (3) フィルタエレメント、電熱体、金網、竹、木部、ろ布、ろ布枠
5. 切削工具、研磨工具、治具、工具類、刃または金型、型ロールその他の型類(機械、設備または装置の一部を構成しているものを含みます。)

など

水災危険補償

水災危険補償特約

台風、暴風雨などによる洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石などの水災によって保険の対象に発生した損害を補償します。

■お支払いする主な保険金

●損害保険金

保険の対象に発生した損害に対して次の金額をお支払いします。

[損害の額^{*1} - 自己負担額(免責金額)] × 縮小支払割合^{*2}

※1 保険金額(保険金額が再調達価額を超える場合は再調達価額)を限度とします。

※2 縮小支払割合は、ご契約時に100%(縮小なし)または50%のいずれかからお選びいただけます。ただし、保険の対象の状況等によりお選びいただける縮小支払割合が50%のみの場合があります。

●事故時諸費用保険金

保険の対象が損害を受けたために臨時に生じる費用に対して次の金額をお支払いします。

損害保険金の10%(1事故1敷地内100万円限度)

●残存物取片づけ費用保険金

残存物の取片づけに必要な費用に対して次の金額をお支払いします。

実費(損害保険金の10%限度)

⚠ 保険金をお支払いできない主な場合

本特約にてお支払いの対象となる事故における保険の対象の紛失または盗難によって生じた損害

など

補償内容

地震危険補償

地震・噴火危険補償特約(財物損害補償特約用)

地震または噴火による火災、損壊、埋没、破裂、爆発、津波、洪水その他の水災によって保険の対象に発生した損害を補償します。

■お支払いする主な保険金

●損害保険金

保険の対象に発生した損害に対して次の金額をお支払いします。

$(\text{損害の額}^{*1} - \text{自己負担額(免責金額)}) \times \text{縮小支払割合}^{*2}$

※1 保険金額(保険金額が再調達価額を超える場合は再調達価額)を限度とします。

※2 縮小支払割合は、ご契約時に10%~100%の範囲内で10%刻みでお選びいただけます。

ただし、保険の対象の所在地によってお選びいただける割合の上限が異なります。

●事故時諸費用保険金

保険の対象が損害を受けたために臨時に生じる費用に対して次の金額をお支払いします。

損害保険金の10%(1事故1敷地内100万円限度)

●残存物取片づけ費用保険金

残存物の取片づけに必要な費用に対して次の金額をお支払いします。

実費(損害保険金の10%限度)

⚠ 保険金をお支払いできない主な場合

本特約にてお支払いの対象となる事故における保険の対象の紛失または盗難によって生じた損害

など

ご注意 保険の対象または保険の対象を収容する建物の構造や建物建築年によっては、お引き受けできない場合があります。また、保険の対象に「商品・製品等」が含まれるご契約(明細)にはセットできません。

屋外設備・装置の補償

屋外設備・装置修復費用補償特約

保険の対象が所在する敷地内の屋外設備・装置(建物の外部にあって、地面等に固着されている設備、装置、機械等をいい、門・塀・垣・物置・車庫などを除きます。)およびそれらに収容された設備・什器(じゅうき)等、商品・製品等が、次の事故によって損害を受けた場合に補償します。

- 火災、落雷、破裂・爆発
- 風災・雹災(ひょうさい)・雪災
- 物体の落下、飛来、衝突等
- 漏水、放水、溢水(いっすい)
- 騒擾(そうじょう)や集団行動・労働争議
- 盗難
- 上記の事故以外のその他不測かつ突発的な事故

(注)水災危険補償、地震危険補償の各補償をセットしている場合でも水災および地震等による損害は補償の対象となりません。

■お支払いする主な保険金

●屋外設備・装置修復費用保険金

対象事故によって保険の対象に発生した損害に対して次の金額をお支払いします。

$\text{屋外設備・装置修復費用}^{*} - \text{自己負担額(免責金額)}$

※ 1事故1敷地内ごとに支払限度額を限度とします。

●残存物取片づけ費用保険金

残存物の取片づけに必要な費用に対して次の金額をお支払いします。

実費(屋外設備・装置修復費用保険金の10%限度)

⚠ 保険金をお支払いできない主な場合

次の場合は、保険金をお支払いできません。

1. 対象屋外設備・装置の欠陥によって生じた損害
2. 対象屋外設備・装置の自然の消耗もしくは劣化または性質による蒸れ、腐敗、変色、変質、さび、かび、腐食、浸食、キャビテーション、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵、自然発熱、ねずみ食い、虫食いその他類似の事由に起因してその部分に生じた損害

「その他不測かつ突発的な事故」が発生した場合における次の損害は、保険金をお支払いできません。

1. 対象屋外設備・装置のうち、設備・什器(じゅうき)等または商品・製品等を加工または製造することに起因して、対象屋外設備・装置のうち、設備・什器(じゅうき)等または商品・製品等に生じた損害
2. 対象屋外設備・装置に対する修理、清掃等の作業中における作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害

など

補償内容

休業損失補償

休業損失補償特約

次の事故によって保険の対象に損害が発生した結果、営業が休止または阻害されたことによって生じた損失および営業を継続するために追加して支出した費用(営業継続費用)などを補償します。

- 火災、落雷、破裂・爆発
- 風災・雹災(ひょうさい)・雪災
- 物体の落下、飛来、衝突等
- 漏水、放水、溢水(いっすい)
- 騒擾(そうじょう)や集団行動・労働争議
- 盗難
- 水災
- 上記の事故以外のその他不測かつ突発的な事故

など

(注)地震危険補償をセットしている場合でも地震等による損害は補償の対象となりません。

■お支払いする主な保険金

●店舗休業保険金

保険金額×休業日数+休業日数短縮費用[※]
※休業日数を減少させるために支出した必要かつ有益な追加費用をいいます。

(注)契約方式ごとに限度額があります。また、保険金支払の対象となる期間や事故内容により休業日数が控除されるなど保険金の支払いに条件があります。

●営業継続費用保険金

営業継続費用の額(1事故500万円限度)

など

⚠ 保険金をお支払いできない主な場合

次の事由によって生じた損失および営業継続費用に対しては、店舗休業保険金および営業継続費用保険金をお支払いできません。

1. 保険契約者または被保険者が所有または運転する車両またはその積載物の衝突または接触
2. 上記以外で走行範囲が保険証券記載の敷地内に限定される車両の衝突または接触
3. 冷凍・冷蔵物について、冷凍・冷蔵装置または設備の破壊・変調または機能停止によって起こった温度変化

など

借家人賠償責任補償(個別補償)

借家人賠償責任・修理費用補償特約(個別補償)

保険の対象となる設備・什器(じゅうき)等または商品・製品等を収容する借用戶室について次の場合による損害を補償します。

賠償責任補償

借用戶室に火災、破裂、爆発、給排水設備の事故による水濡れを原因とした損害が発生し、貴社が貸主に対して法律上の損害賠償責任を負う場合

修理費用補償

火災、風災、盗難などによって生じた借用戶室の損害を、貸主との契約に基づいて、または緊急に貴社の費用で修理した場合

■お支払いする主な保険金

賠償責任補償

次の保険金をご契約時に設定した支払限度額を限度にお支払いします。

●貸主に対して支払う損害賠償金

上記のほか、次の費用をお支払いします。

●訴訟、和解、示談のための争訟費用

●借用戶室の被害の拡大を防止するための損害防止費用

など

(注1) 支出にあたり、事前に弊社の同意が必要な費用もあります。

(注2) 個別に支払条件を設定している費用もあります。

修理費用補償

次の保険金を1事故につき300万円を限度にお支払いします。ただし、〈賠償責任補償〉で保険金を支払う場合は、お支払いできません。

●借用戶室を修理する費用

⚠ 保険金をお支払いできない主な場合

次の場合は、保険金をお支払いできません。

賠償責任補償

貸主に引き渡した後に、借用戶室が壊れていることが分かった場合

など

修理費用補償

貴社が業務として借用戶室の工事を行った場合

など

- このパンフレットは保険商品の概要をご説明したものです。詳細につきましては、取扱代理店・扱者または弊社にお問い合わせください。
また、ご契約に際しては、保険商品についての重要な情報を記載した重要事項説明書（「契約概要」「注意喚起情報」等）を、事前に必ずご覧ください。
- 弊社の損害保険募集人は、保険契約締結の代理権を有しています。

AIU損害保険株式会社

〒130-8560 東京都墨田区錦糸1-2-4 アルカウエスト
03-3216-6611
午前9時～午後5時（土・日・祝日・年末年始を除く）
<http://www.aiu.co.jp>

お問い合わせ・お申し込みは

AIG損害保険株式会社

〒105-8602 東京都港区虎ノ門4-3-20
03-6848-8500
午前9時～午後5時（土・日・祝日・年末年始を除く）
<http://www.aig.co.jp/sonpo>

